助成金交付申請書 (事業所申請用)

公益財団法人 佐世保市中小企業勤労者福祉サービスセンター 理事長 様

事業所番号	
事業所名	
代表者氏名	印

申請金額

円

助成金交付申請金額の内訳(助成対象者の名簿を別に添付してください)

※注記:申請金額が助成額を下回る場合は、人数を入力せず手書きで記入をお願いします。

次注記・中間並成び助政限を下回る場合は、八数で八分と9丁首とで記べての駅VIOなす。																					
助成項目		申請時記入事項							添付資料												
	受診年月日	年	月	日 ~	•	年		月	日(年度分)											
定期健康診断 受診料助成	受診医療機関																				
文形科助风	申請人数及び 申 請 額	助成額	2,000	円×	:	名	=		円												
	受診年月日	年	月	日 ~	•	年		月	日(年度分)											
	受診医療機関																				
人間ドック等	申請人数及び	申請人数及び		日帰り社	保助	成額	7,000	円	×	名 =	円	裏面参照									
受診料助成												人間ドック	日帰り国	保助	成額	3,000	円	×	名 =	円	
※人間ドックは満40歳 以上の方が助成の				1泊2日以	上即	成額	10,000	円	×	名 =	円										
対象となります	申請額		ドック	助	成額	10,000	円	×	名 =	円											
		PΕ	T検査	財	成額	10,000	円	×	名 =	円											
		M F	₹Ⅰ検査	助	成額	3,000	円	×	名 =	円											

助成項目	申請時記入事項									添付資料						
	宿泊期間	白	F	月	B	~		年		月		日	(:	年度分)	
宿泊助成 ※業務による宿泊を除く	申請人数	会	員	(2,00	00円)	×		名	×		泊	=			円	裏面参照
	中胡八奴	登録家	家族	(1,00	00円)	×		名	×		泊	=			円	

- 注) 1. 助成金は、事業所登録口座に入金します。
 - 2. 登録口座以外の口座を希望される場合は、別途「給付金・助成金受入登録口座変更申請書」をご提出ください。
 - 3. 添付書類は、裏面「助成金申請について」をご確認の上、ご提出下さい。

発議日	年	月	日
決裁日	年	月	日

受付印	

助成金申請について

・申請期間は、事由発生日以降、年度(4月1日~翌3月31日)末までとなっております。 ※ただし、事由発生日が、3月のものについては、翌年度4月末日までの受付となります。

	助成項目事由 金額		額 事由を証明する書類 及び 注意事項					
	定期健康診断 受診料助成 年度1回	2, 0	0 0円	受診者氏名、受診日、受診料が記載された病院等受診機関が発行する領収書(写し可) (注1)領収書に受診者氏名がない場合は、健診申込書、個人の結果票等を提出していただく場合があります。 (注2)生活習慣病予防健診は、定期健康診断扱いとなります。 (注3)ネットバンキングなどのWEB上での決済方法の場合、請求書、払込を証明できる通知書、受診者氏名がわかる病院等受診機関の発行する書類の提出が必要です。				
会	人間ドック	1 日社保利用	7,000 円	受診者氏名、受診日、受診料が記載された病院等受診機関が発行す る領収書 (写し可)				
員	受診料助成 年度1回	1 日国保利用	3,000 円	(注1)領収書に受診者氏名がない場合は、健診申込書、個人の結果票等を提出していただく場合があります。				
	※40 歳以上	1泊2日以上	10,000 円	(注2)生活習慣病+付加健診をセットで受診した場合は、 1日社保利用人間ドック扱いとなります。				
	脳ドック受診料助成 年度1回	10,000円		受診者氏名、受診日、受診料が記載された病院等受診機関が発行 する領収書(写し可)				
	PET検査受診料助成 年度1回			(注1) 領収書に脳ドック受診・PET検査・MRI検査を受けたことの明確な 表記がない場合は、診療明細(写し可)の添付が必要です。				
	MRI検査受診料助成 年度1回			(注2) 人間ドックのオプションに含まれるケースは対象外です。 (注3) MRI検査受診料助成は、傷病、怪我等により受診した場合が対象です。				
会員と家族	宿泊助成 年度 2 泊分		000円	宿泊した事実が確認できる書類として、領収書及び請求明細書(写し可) ※宿泊者氏名、宿泊人数、宿泊料金がわかる書類が必要(家族の氏名も含む) ※事業所申請の場合、申請書・添付書類の他に、会員名簿の提出もお願いします。 (注1) 対象は業務外(出張費用が出ない)旅行です。 (注2) 領収書は、国・県・市の助成金を除き、最終的に支払った金額を記載したものです (注3) 領収書(支払った額)以上の助成金額の申請受付はできません。 (注4) 一人当たりの支払額が、規程の助成金額より下回った場合は、実際に支払った金額まで。 (注5) 宿泊券や株主優待券、各種ポイントなど、「現金」と同等の効力があるものは、実際に 支払った金額として算定します。 (注6) 1室料金となっている場合は、必ず宿泊人数がわかる請求明細書の提出が必要です。 (注7) 未就学児は原則申請対象外。但し、費用がかかっている証明書があれば申請可です。 (注8) 宿泊費の助成のため、JR券、航空券のみの領収書は不可です。				

- ・申請は対象日(事由発生日)以降にお願いします。なお、申請書1枚につき1人1件です。
- ・ご家族(夫婦・親子等)で会員の場合は、該当の給付金・助成金をそれぞれ申請できます。
- ・申請書受付完了後の金額訂正は不可です。
- ・施設等に実際に支払った金額が助成金額を下回った場合、その支払金額分が助成金額となります。
- ・領収書は必ず会員の氏名(フルネーム)及び金額が記載されたものとします。
- ・2名以上で利用された方は、利用された会員の氏名(フルネーム)、一人一人の領収金額がわかるものを添付してください